

安倍首相の「教育改革」



第1次安倍内閣は教育基本法を改悪し、教育に統制と競争を持ち込みました。2006年の安倍政権下で発足した「教育再生会議」という推進組織が1年余の議論を経て、3回の提言を出しましたが、その内容の多くは民主党への政権交代で、お蔵入りしてしまいました。しかし、「教員免許状更新制」「副校長・主幹教諭の新設」などを盛り込んだ学校教育法等教育三法などは、現場の反対を押し切って改正されたのです。

このたび発足した第2次安倍内閣は、「教育再生実行会議」と名称を変更し、事務局となる「担当室」を文科省内に設置しました。文科省の諮問機関・中教審の事実上上位に位置づけられたこの組織の15名のメンバーをみると、八木秀次・曾野綾子に代表される安倍氏好みの産経文化人である極右・タカ派論客が主流を占めています。先の総選挙での自民党の教育政策・公約づくりの中心を担った下村博文氏が文科大臣、義家弘介氏が文科政務官に就任し、不退転の決意で以下の「教育改革」をすすめようとしています。

(1) 教育委員会制度の抜本「改革」

①教育行政は首長と議会の同意によって任命された教育長が行い、教育委員会は教育長の付属機関にする。

②教職員の人事は、都道府県と政令市に「教職員人事委員会」を設置し、その任命は首長が行う。

(2) 教科書検定・教科書採択「改革」

①「教科書検定基準」につき、文科大臣が各教科書共通で記載すべき事柄を具体的に定める方式に改める。あわせて、大綱化が進んでいる学習指導要領の記述についても詳述化する。

②複数の説がある事項について記述する際は多数説（政府見解など）・少数説を明記する

③数値について、複数の説がある際は、その根拠について明記する。

④「教科用図書検定法」を制定し、「教科用図書検定調査審議会」の委員は国会同意人事とし、できる限り詳細な検定基準を政令で定め、審議会の議論の過程を公開し、国会等によるチェックを可能にする。

(3) 教職員に対する管理統制の強化

①「学校教育法」の「改正案」

教育を受ける権利を脅かす事象について、速やかに教育長に報告する。

「主幹教諭及び主任を必置し、教育長の任命とすること。

教育長の判断により、土曜日にも正規の授業を行うことができるようにすること。

②「新教育公務員特例法」の制定

「教育公務員のサービスの根本基準」をより明確にする。

「法律・条例・学習指導要領及び上司の職務命令に従う義務」を規定する。

「教育公務員は、教育を利用し、政治的目的をもって、児童生徒に政治教育をしてはならない。

③勤務成績の評定

校長は教職員の一次評定を適正に行う責務を有し、教育長は、教職員の最終的な評定及びその結果に応じた措置を講ずる責務を明記する。

校長は教育長に教員の採用後3年ごとに当該教員の過去の勤務実績を報告する責務を有し、教育長は「教職員人事委員会」に教員が「教育公務員としての責務を果たしているか」等勤務実績について諮問する。

教育長は、「教職員人事委員会」の答申に基づき、教員の適性を確認し、分限に値するか等を判断する責務を負う。

以上のことを分析し、導き出される安倍首相がめざす「教育改革」は東京や大阪で進められている破壊的な「教育改革」と同一なものであることがわかります。

《文責：針谷 正紀》